

令和5年度第1回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会

日時 令和5年8月24日（木）
午前10時から

会場 山形市庁舎11階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 会長選出
- 4 会長あいさつ
- 5 報 告
 - (1) 山形市障がい者自立支援協議会について・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 令和4年度の活動実績について・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 山形市の障がい福祉について・・・・・・・・・・資料3
 - (4) 山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び
山形市障がい児福祉計画（第2期計画）の中間報告・・・・・・・・資料4
 - (5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について・・資料5
- 6 協 議
 - (1) 令和5年度事業計画について・・・・・・・・・・資料6
 - (2) 山形市障がい福祉計画（第7期計画）及び
山形市障がい児福祉計画（第3期計画）の策定について・・・・資料7
 - (3) 就労継続支援B型事業所パンフレットの作成について・・・・資料8
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

令和5年度第1回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会 出席者名簿

番号	専門分野	関係団体名	氏名	出欠	備考
1	事業所等	山形市福祉団体連絡会	田中 頼子	出	
2	事業所等	山形市福祉団体連絡会	遠藤 暁子	出	
3	事業所等	山形市社会福祉事業団	高橋 有紀	出	
4	教育・保育	山形県特別支援学校長会	佐藤 辰也	出	
5	保健・医療	山形県医療ソーシャルワーカー協会	須貝 緋登美	出	新規
6	保健・医療	山形県精神保健福祉士協会	森岡 布美子	出	
7	地域相談	山形市民生委員児童委員連合会	松田 洋一	出	
8	高齢者・介護	一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会	長岡 芳美	欠	
9	就労支援	山形公共職業安定所	沢 和浩	出	
10	就労支援	山形障害者職業センター	香月 敬	出	新規
11	就労支援	山形商工会議所	星川 由紀子	出	
12	権利擁護	山形県弁護士会	宇野 和娘	出	新規
13	当事者・家族	山形市身体障害者福祉協会	高橋 公夫	欠	
14	当事者・家族	山形市手をつなぐ育成会	岩澤 明子	出	
15	当事者・家族	山形県精神障がい者団体連合会 山形さくら町病院家族会すずらの会	野村 三記子	出	新規
16	福祉	山形市社会福祉協議会	長岡 めぐみ	出	新規
17	相談支援事業所	相談支援部会	小島 弘子	出	新規
18	行政機関	山形市教育委員会学校教育課	永見 恵理子	出	新規
19	行政機関	山形市福祉推進部障がい福祉課	丹野 俊郎	出	

事務局

所属	氏名
ゆあーず	高橋 麻紀
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	橋本 晶子
地域活動支援センターおーる	佐田 静枝
相談支援事業所まんさく	大滝 正貴
山形コロニー相談支援センター	鈴木 裕子
向陽園地域生活支援センター心音	会田 雄
山形市 障がい福祉課	海和 弘信、日野 孝寛、清野 信哉、澤井 厚志、 神藤 拓哉、若月 智博

山形市障がい者自立支援協議会について

1 目的

障がい者の地域生活を、関係機関（障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等）が協働して支援していくための協議を行う。また、相談支援事業（※）の検証や困難ケースの検討等を行う。

（※）相談支援事業とは

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う事業所などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

2 委員構成

専門分野の関係機関、団体の委員、障がい者等及びその家族等 計 19名
(うち当事者家族 3名)

3 協議会の構成

定例協議会、専門部会、事務局会議、ネットワーク会議

4 各会議の機能・役割

- ・定例協議会・・・協議会の中心となる会議。委員と事務局で構成。
- ・専門部会・・・各専門分野で課題を協議。
 - ①相談支援、②就労支援、③保健・医療、④生活支援、
 - ⑤こども、⑥安心生活 の6分野
- ・事務局会議・・・運営及び各会議の調整等を行う。市と委託相談支援事業所で構成。
- ・ネットワーク会議・・・定例協議会、専門部会の枠組みを超えた幅広いネットワークによる情報交換や研修会等が必要な場合に開催

5 協議の内容

(1) 次に掲げる相談支援事業の確認、検証を行う。

①山形市が委託している相談支援事業

必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助等

②特定相談支援事業

障がい福祉サービス等利用計画の作成、定期的な検証、サービス事業者との調整

③障がい児相談支援事業

障がい児通所支援の利用計画の作成、定期的な検証、サービス事業者との調整

(2) 専門部会議等で抽出された、対応が難しい個別ケースへの支援のあり方の協議

(3) 地域の課題に関する情報の共有、地域で必要とされる新たな資源の検討

(4) その他、障がい児・者の福祉が増進されるような協議を行います。

山形市

設置

山形市障がい者自立協議会

〈定例協議会〉

【役割】

- ・ 定例的に開催する協議の場。
- ・ 協議会全体の計画、実績、方向性等についての確認、協議。
- ・ 個別支援会議、事務局会議、専門部会等を通じて抽出した情報や課題の整理・分析及び協議。

【活動】

- ・ 年2～3回の開催。

〈ネットワーク会議〉

- ・ 協議会と事業所、障がい者団体、他相談機関の意見・情報交換、研修会等を行う。
- ・ 必要に応じ柔軟に開催。

〈事務局会議〉

【役割】

- ・ 協議会の運営全般。
- ・ 定例協議会、専門部会との連携・連絡。

【活動】

- ・ 毎月の開催。
- ・ 課題の抽出・整理、各部会への協議事項の割り振り。
- ・ 各部会から報告された課題の整理、集約。

〈専門部会〉 6部会

【役割】

- ・ 地域の実情や緊急性に応じて課題別に設置
- ・ 協議の内容及び結果を定例協議会に報告。
- ・ 新設、廃止は定例協議会に諮る。

【各専門部会】

相談支援

就労支援

保健・医療

生活支援

こども

安心生活

【活動】

- ・ 地域の抱えた課題について、課題ごとの地域の関係者が集まり、議論を深める。
- ・ 専門部会ごとに定期的に開催。

山形市障がい者自立支援協議会設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、この市に山形市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 山形市における相談支援事業（山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年市規則第60号）第33条第1項第2号に規定する相談支援事業をいう。以下同じ。）、特定相談支援事業（法第5条第16項に規定する特定相談支援事業をいう。）及び障害児相談支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業をいう。）の実施状況の確認及び検証に関すること。
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携の構築に関すること。
- (4) 地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい者虐待の防止その他の権利擁護に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉の増進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等の中から選出した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 協議会に事務局を置き、山形市及び山形市から相談支援事業の業務を受託した者をもって

組織する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、定例協議会、専門部会、事務局会議及びネットワーク会議とする。

- 2 定例協議会は、協議会全体の計画、実績、方向性の確認、協議等を行うものとする。
- 3 専門部会は、特定の分野について集中的に協議等を行い、その内容及び結果を定例協議会に報告するものとする。
- 4 事務局会議は、地域における課題の集約、定例協議会及び専門部会の協議事項の調整を行うものとする。
- 5 ネットワーク会議は、協議会と障がい福祉サービス事業所、障がい者団体等との意見、情報等の交換を行うものとする。
- 6 会議は、会長が招集し、会長は、第3項に規定する定例協議会の議長となる。
- 7 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第5条 会議に出席する者は、会議において取り扱う個人情報の保護について十分留意しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は同日以後における最初の定例協議会の開催の日が属する月の初日から、同条第3項から第5項までの規定は同日以後における最初の定例協議会の開催の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項の規定による改正前の山形市相談支援事業実施要綱第6条の規定により設置されている山形市地域自立支援協議会の委員は、前項ただし書に規定する第3条第2項の規定の施行の日までの間は、第3条第1項の規定により選出された委員であるものとみなす。

(山形市相談支援事業実施要綱の一部改正)

- 3 山形市相談支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(山形市障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱の一部改正)

- 4 山形市障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱（平成24年9月25日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「山形市地域自立支援協議会」を「山形市障がい者自立支援協議会」に改める。

第7条第1項中「山形市福祉推進部生活福祉課（以下「生活福祉課」という。）」を「山形市福祉推進部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）」に改め、同条第2項中「生活福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

令和 4 年度活動実績について

○定例協議会

回数	実施日	内容
第 1 回	R4. 7. 28 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度の事業実績について ・ 山形市の障がい福祉について ・ 山形市障がい福祉計画 (第 6 期計画) 及び山形市障がい児福祉計画 (第 2 期計画) の中間報告 ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について ・ 令和 4 年度事業計画について
第 2 回	R5. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について ・ 令和 4 年度活動実績について ・ 山形市障がい者自立支援協議会専門部会の再編成について

○事務局会議

回数	実施日	内容
1 2 回	毎月 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月々の相談支援事業の報告 ・ 専門部会の経過報告 ・ 定例協議会に諮るべき事項の提案 ・ 障がい福祉サービス事業所ガイドの作成 ・ 山形市公式ホームページへ山形市障がい者自立支援協議会に関する情報を掲載 ・ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理・検討

会議名	事務局会議
内容	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた協議等
実施日	R4. 8. 17、R4. 10. 14、R4. 12. 14
出席者	山形市委託相談支援事業所、山形市障がい福祉課
目的	地域生活支援拠点等に求められる機能について検証と課題の整理を行い、機能の強化に努める。
検証事項	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の確保 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間休日の山形市と相談支援事業所の連携について確認。 ・ 緊急時の受け入れ・対応に関するチラシを作成し、障がい者手帳の新規取得者及び障がい福祉サービス事業所あてに配布している。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に短期入所を利用する際の送迎時の支援について ・ 緊急受け入れ先の拡充について

○専門部会

1 相談支援部会

会議名	相談支援部会
内容	相談支援体制の強化、受け入れ情報の共有、研修参加報告、部会活動報告、グループスーパービジョンの調整、ピアサポーターの活用の検討、関係機関との連携、緊急対応ケースの共有・検討、その他情報交換
実施日	毎月1回（状況に応じてZoom開催）
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	相談支援事業所間で連携し、断らない相談支援体制を作る。
主な意見	・月に1度情報共有や意見交換を今後も継続して行う必要がある。
今後に向けて	・断らない相談支援体制作りのため関係機関や他部会との連携を継続して行う。 ・地域生活支援拠点の相談体制の強化の話し合いを継続して行う。 ・山形市におけるピアサポートの役割や取り組みを知る機会を作り、ピアサポート活用の検討に繋げる。

会議名	グループスーパービジョン
内容	事例を用いたグループスーパービジョンを行い、事例提供者への気づきを促す
実施日	毎月3回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課 ※上記出席者を3グループに分けて実施
課題・目的	輪番で事例提供を行い、相談支援専門員が思い悩んでいるケースについて、全員で協議。アプローチ方法をはじめ様々なアイデアを出し、気づきを促して事例に活かす。
主な意見	・事例提供者は参加者からのアイデアを貰うことで、ストレングスや違う視点の気づきや考えの幅が広がる。 ・事例の共有をしながら、参加者も勉強になり、今後の支援に活かす事が出来る。
今後に向けて	・今後も継続して実施する。

会議名	相談支援部会研修会
内容	山形市におけるピアサポート活動の取り組みを知ろう 講師：発達支援研究センター、コロニー就労サポートセンター
実施日	R4.9.12（Zoom開催）
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計21名
課題・目的	山形市で実践されているピアサポート活動の取り組みを学ぶ。
主な意見	・ピアサポート活動の取り組みを学び、出来る範囲から始めることが出来るということが分かった。

主な意見	・相談支援専門員が相談者のピアの芽を見つけて共有していく必要性を考える機会となった。
今後に向けて	・具体的なピアサポート活動の活用を検討する。

会議名	連携推進のための懇談会
内容	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター総合支援部会及び山形市委託相談支援事業所で集まり情報交換を行う。
実施日	R5. 1. 24
出席者	委託相談支援事業所、山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター総合支援部会 計 21 名
課題・目的	高齢分野との連携強化を目的に、これまでの連携の取り組みを振り返り、情報共有を行う。
主な意見	・平成29年度より連携の取り組みが継続されてきた事で、スムーズに連携が取れるようになってきた。
今後に向けて	・来年度以降も継続して取り組み、連携強化に繋げていく。

2 就労支援部会

会議名等	就労支援部会研修会
内容	(1)「福祉事業所から一般就労へ」講師：村山障害者就業・生活支援センター 具体的な事例をもとに支援の流れ、フォローアップの仕方、連携を知る (2)「専門機関の役割と連携」 専門機関の役割とチーム支援について 講師：ハローワーク山形 専門援助部門 専門機関の役割、アセスメント力など就労支援力向上のための視点を学ぶ 講師：山形障害者職業センター その他 「山形県共同受注センター」についての説明 県健康福祉部 障がい福祉課、山形県共同受注センター コーディネーター
実施日	R4. 12. 12
出席者	就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、就労移行支援事業所、相談支援事業所、その他就労支援関係機関等、山形市障がい福祉課 計 45 名
課題・目的	障がい者雇用の促進（福祉的就労から一般就労へ移行するためのアセスメント力の向上、支援方法や労働関係機関との連携方法を確認する機会を設ける。）。
主な意見	・就労に向けての支援内容など、具体的なケースを題材にしていて重要ポイントや課題等が分かりやすかった。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事例を通して現場としてどのように行動すれば良いか、更に学びたい。 ・山形障害者職業センターの事例は多く良かったが、もう少しゆっくり時間をかけて学びたかった。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の研修をもとに、更に具体的な連携の仕方や支援の方法についての研修を実施する。 ・障がい者雇用受入れ企業の拡大のため企業へのアプローチを行う。 ・企業に対して福祉サービスやジョブコーチ支援などのフォローアップ体制の周知の方法を検討する。 ・障がい者の工賃向上に向けた取り組みについて検討する。

3 保健・医療部会

会議名等	第1～2回 保健医療部会幹事会
内容	今年度の活動と課題について
実施日	R4. 6. 30、R4. 10. 20
出席者	部会幹事事業所、医療機関、山形市障がい福祉課
課題・目的	課題の確認と整理、山形市精神障がい者課題検討ワーキングの経過報告。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関側が、サービス利用の際に、どこに相談したらよいかわからない状況があるため、医療機関と相談支援事業所が、お互いの機能、役割を理解する必要がある。相互理解を深める場として、研修会を実施する。 ・相談支援事業所のパンフレットを、クリニックを含めた医療機関に配布し、周知できると良い。HPでのダウンロードや医療機関への周知について、相談支援部会で検討していく必要があるのではないか。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と相談支援事業所が互いの役割を理解するための研修会を開催する。

会議名等	第2～4回 山形市精神障がい者課題検討ワーキング (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、取り組みを検討するために、令和3年度より保健医療部会から派生したワーキング)
内容	精神障がい者の退院支援に関する各機関の役割の確認、連携方法についての検討
実施日	R4. 5. 30、R4. 8. 26、R4. 12. 1
出席者	部会幹事事業所、医療機関、訪問看護、基幹型地域包括支援センター、山形市保健所、山形市障がい福祉課
課題・目的	精神障がい者の退院に向けた相談支援事業所と医療機関の連携について。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市における地域課題として、退院時の支援（退院に向けた相談支援事業所と医療機関の連携）において、互いの役割の理解が不十分であることが挙げられた。そこで、退院に向けた支援の視点を共有するための連携やルール作りについて検討した。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援のための共通のツールを作成することも検討されたが、ツールを作成する以前に、まずは医療機関と相談支援事業所が互いの役割（退院支援に向けた取り組み）を理解し、相談しやすい関係を作ることが必要であるとの意見があり、研修会を開催することとなった。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と相談支援事業所が互いの役割（退院支援に向けた取り組み）を理解するための研修会を開催する。 ・保健医療部会においても、医療機関と相談支援事業所が互いの役割を理解するための研修会を開催することとなり、研修会の目的・参加対象者が同じであることから、本ワーキングでは精神障がい者の支援について検討しているが、障がい種別を限定せずに合同研修会を行う。

会議名等	生活支援部会（グループホーム）・保健医療部会合同幹事会
内容	グループホームと病院の連携について
実施日	R4.7.26
出席者	各部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	課題の確認と整理。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・各幹事より退院後に病院と連携しているケースについて意見聴取。問題なく連携できていることを確認。 ・グループホームの空き情報の確認については相談支援事業所内で共有されており、医療機関と連携することで問題は解決できる。医療機関と相談支援事業所の連携に関しては保健医療部会の課題として継続的に協議していく。 ・以前よりもグループホームの空きが増えてきている現状である。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・喫緊の課題ではない事を確認出来たが、医療機関と相談支援事業所の連携部分に関しては、保健医療部会の課題として継続。

会議名等	保健医療部会・精神障がい者課題検討ワーキング合同研修会
内容	一般病院・精神科病院と相談支援事業所が連携して、退院後に障がい福祉サービス利用に繋げた事例を紹介。その後グループワークを行い、各グループで意見交換を行い、最後に全体で共有する。
実施日	R5.2.16
出席者	市内医療機関、相談支援事業所、訪問看護事業所、課題検討ワーキングメンバー、自立支援協議会委員、山形市障がい福祉課
課題・目的	退院支援をスムーズに進められるよう、医療機関、相談支援事業所がお互いの役割の理解を深める。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と相談支援事業所の現状や互いの役割について、意見交換ができ大変参考になった。継続して開催して欲しい。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関では、入院期間に迫われながらの退院調整をしているが、計画相談支援を受け入れてくれる相談支援事業所を探すのが大変。 ・計画相談支援の受け入れが難しい場合は、別の相談支援事業所へと繋ぐ支援を行ってくれるが、地域包括支援センターのように、障がいの方にも基幹型相談支援センターがあれば、スムーズに相談支援事業所へと繋ぐ事が出来るのではないかと。ただ一方で「利用者が相談支援事業所を選べなくなる」とのデメリットもあるが。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と相談支援事業所が、互いの機能や役割を知る機会を今後も定期的・継続的に設け、相互理解を深める為の研修会等を開催する。

4-1 生活支援部会（グループホーム）

会議名等	生活支援部会（グループホーム）・保健医療部会合同幹事会 (保健医療部会の内容を参照)
------	---

会議名等	生活支援部会（グループホーム）幹事会
内容	情報交換会
実施日	R5. 1. 31
出席者	グループホーム事業所、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	情報交換及び来年度にグループホーム事業所が主体となって研修会等を開催するための協議を行う。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム事業所主体で運営していくにあたり、主となる幹事事業所を決める必要がある。 ・情報交換会は定期的に行う必要があり、相談支援事業所も部会幹事事業所として継続して関わって欲しい。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム事業所、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課でワーキンググループを開催し、主となる幹事事業所を決め、来年度の計画を策定する。

4-2 生活支援部会（居宅介護）

会議名等	第1回 生活支援部会（居宅介護）幹事会
内容	R4年度の活動に向けての検討
実施日	R4. 5. 27
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	R4年度の活動について検討と役割分担を行う。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患等による対応困難事例の検討会を行ってきたが、この課題は障がい分野だけでなく高齢分野でも課題となっており、山形市基幹型地域包括支援センターにて課題の集約及び研修会の開催等を行っている。

今後に向けて	・山形市基幹型地域包括支援センターより情報を収集し、連携して取り組む。
--------	-------------------------------------

会議名等	第2回 生活支援部会（居宅介護）幹事会
内容	今後の取り組みについて
実施日	R4.10.12
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	部会での取り組みの方向性を検討する。
主な意見	・山形市基幹型地域包括支援センターでは11月に感染症予防と対策（訪問介護事業所と合同）に関する研修会が開催予定であり、障がい分野でも同じ課題があることを確認した。
今後に向けて	・山形市基幹型地域包括支援センター主催の研修会への参加を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になっている。

4-3 生活支援部会（生活介護）

会議名等	第1回 生活介護事業所情報交換会
内容	放課後等デイサービスから生活介護へ移行した方の延長支援の利用状況について
実施日	R4.11.4
出席者	生活介護事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	各生活介護事業所の延長支援について現在の状況を確認する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに対応するため、延長支援を開始し、遅番職員を配置して対応をしている事例があった。 ・家族の帰宅時間に合わない方で利用終了後、他サービスを利用されている方がいる。 ・場合によっては朝・夕の延長受け入れを行っている。その場合は原則家族送迎である。サービス等利用計画に盛り込む必要があるため、相談支援専門員の協力も必要である。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・2回目の情報交換会を行い、対応について協議をしていく。 ・来年度に生活介護事業所が主体となって研修会等を開催するための協議を行う。

会議名等	第2回 生活介護事業所情報交換会
内容	放デイから生活介護へ移行した方の延長利用の状況について
実施日	R5.2.8
出席者	生活介護事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	延長利用の方の今後の対応について検討する。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・延長支援加算について、営業時間外での対応となるため、職員配置などが難しいという声があった。 ・障がい児福祉サービスでも延長利用をしている利用者が多いため、今後も延長利用のニーズが増えていくと考えられる。 ・サービスの質の向上ということで、生産活動を取り入れていくことを検討していきたい。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は生活介護事業所が主体となり情報交換会を継続していく。 ・他の事業所の様子を見学したいと要望があったため見学会を実施する。

5 移動支援部会

会議名等	第1回 移動支援部会幹事会
内容	R3年度の振り返り、R4年度の活動に向けての検討
実施日	R4.7.25
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	R4年度の活動について検討・役割分担等を行う。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度に山交バス株式会社へ公共交通機関の現状を確認。車いす利用者のバスへの乗降方法を撮影した。相談支援部会で上映し情報共有を行う。 ・相談支援部会(R4.9.12)で動画上映と説明を行い、今後相談支援専門員より、質問や意見等あれば対応する。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援へのニーズが多様化していることから、移動支援部会として協議を行うのではなく、生活支援と状況に併せて各専門部会が連携して協議検討を行う。

6 こども部会

会議名	関係機関（学校、放課後等デイサービス事業所）との情報交換会
内容	障がい福祉サービスについて（制度、保育所等訪問支援）、情報交換
実施日	R4.7.5（Zoom開催）
出席者	教育機関、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計55名
課題・目的	教育と福祉の連携強化として、顔の見える関係性を構築する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と事業所をつなげられるシステムづくりがあればよい。課題が大きくなってからではなく、常日頃から連携を図っていきたい。 ・定期的に会議を開催しているケースもあり、相談支援事業所が連携のカギとなっている。学校にいる福祉サービスを利用しているお子さんがもれなく連携できるための学校側からの取り組みがあるとよりやりやすい。 ・学校と事業所でそれぞれが知り得る情報にも限りがある。保護者にも同意を得て支援計画を共有するなどの周知の回り方もある。

今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを2回実施したことでより多く顔の見えるつながりをもつことができた。参加した学校とは連携に前向きであるという共通認識をもてたが、参加していない学校とのつながりをどう広めていくか検討する。
--------	--

会議名	関係機関（保育園、児童発達支援事業所）との情報交換会
内容	保育所等訪問支援の周知、情報交換
実施日	R4.12.6（Zoom開催）
出席者	保育園、児童発達支援事業所、相談支援事業所、山形市こども未来課、山形市障がい福祉課 計53名
課題・目的	早期療育につなげるための取り組みや課題などを共有し、未就学児への支体体制を検討する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・療育につなげる前段階で保護者に伝えていく難しさ、療育につながった後でも連携体制をとっていく難しさがある。 ・事業所への通所が難しい方には保育所等訪問支援という選択肢もある。利用しているケースは具体的な共有ができるので良い。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・早期療育につなげるためには保護者の理解、受容が重要である。お子さんにとって適切な場につながるための体制、フォローの検討を継続する。 ・オンラインでの開催であったが園によってはネット環境で参加が難しい所もあった。参加を広め、連携を図っていくための方法を検討する。

会議名	関係機関（幼稚園、児童発達支援事業所）との情報交換会
内容	保育所等訪問支援の周知、情報交換
実施日	R5.1.20（Zoom開催）
出席者	幼稚園、児童発達支援事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計42名
課題・目的	早期療育につなげるための取り組みや課題などを共有し、未就学児への支援体制を検討する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と事業所で連携しているケースを共有。各環境で違う姿もあり、共有できることで互いに支援に生かせることができる。連携の始点としては、相談支援が潤滑剤となっていければ良い。 ・コロナ禍で保護者がお子さんの様子を見られる機会が少ない。保護者からの困り感も出づらく、信頼関係を損なわずにつなげるのが難しい。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・制度やサービスの周知ができ、グループワークでも話が深められたのが良かった。 ・幼稚園が参加しやすいよう、降園後の時間帯に開催したが、参加できた園が少なかった。参加を広め、連携を図っていくための方法を検討する。

会議名	山形市医療的ケア児支援連絡会議
内容	「山形県内の医療的ケア児の現状と山形県の取組」についての説明と事例紹介を踏まえたグループワークを通じて、関係機関で医療的ケア児の現状と課題の情報共有を図り、今後の取り組みについて検討する。
実施日	R5. 2. 28 (Zoom 開催)
出席者	医療機関、医療的ケア児等コーディネーター、訪問看護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、山形県関係課・山形市関係課、相談支援事業所、山形市障がい者自立支援協議会委員 計 48 人
課題・目的	医療的ケア児に対する情報や知識が少ないので関係者間の連携や、情報共有について円滑に進める方法等を検討する。
主な意見	<p>関係機関で対応、情報共有の仕方について 5G グループワークで確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時からの退院調整や退院前カンファレンス、退院前に自宅訪問。MSW と連携をとりながら、カンファレンスをする等の取り組みをしている。退院後自宅に戻る時には訪問看護師からの要望等も確認しながら今後は連携を進めて行きたい。 ・紙や対面での打ち合わせ以外に zoom を活用しながらやった。 ・関係機関が多いのでタイムリーに同じ情報を共有できるツールがあるとよい。 ・レスパイトの課題がある。 ・家族の仕事との両立、通学のための家族の送迎負担が大きい。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関全てがつながれる ICT を活用したツールがあればよい。山形県医療的ケア児等支援センターでも災害時対応も含めてバイタルリンクの活用を関係機関への周知を進めている。 ・保育所、施設サービス等において受け入れ体制が少なく、成人後も受入れに苦勞している現状もある。18 歳すぎてからの通所できる社会資源が少ない。居場所の課題がある。

7 安心生活部会

会議名等	第 1～4 回 安心生活部会幹事会
内容	災害時の対応について
実施日	R4. 4. 25、R4. 6. 23、R4. 10. 21、R4. 11. 30
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	災害時の福祉避難所の設置について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設の福祉避難所が市内に 2 か所あるが、福祉避難所自体を増やしていく必要がある。 ・避難所としての設備を考えると、入所施設が妥当である。 ・避難する際の移動手段をどうするか課題がある。 ・個別避難計画の作成に向けて取り組む必要がある。

今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課とも連携を図りながら、福祉避難所を増やしていく。 ・個別避難計画の作成に向けて検討をしていく。
--------	--

会議名等	第2回 安心生活部会幹事会
内容	民生委員との連携について
実施日	R4.6.23
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	民生委員への障がいの理解に向けた活動を行う。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員障がい福祉研究部の方を対象として事業所見学会を開催し、障がい福祉サービスの説明等を行う。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員障がい福祉研究部の今年度の予定が埋まっており、次年度に事業所見学会を開催する。

会議名等	第2回 安心生活部会幹事会
内容	不動産業者への障がいの理解へ向けたサポートシートの作成について
実施日	R4.6.23
出席者	幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	不動産業者への障がいの理解へ向けたサポートシートを作成し活用する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体で既に使用されているサポートシートを参考にしながら山形市でのサポートシートを作成する。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・安心生活部会でサポートシートの案を作成。相談支援部会において意見を聞き、完成版を作成する。

山形市の障がい福祉について

1 障がい者の現況

障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の所持者数は年々増加しており、令和4年度末では市民全体の5.94%が障がい者手帳所持者である。

【障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神の手帳合計）】

年度	総数		対人口比	
	人数	前年比(%)	人口	比率(%)
2	14,226	1.5	242,647	5.86
3	14,308	0.6	244,584	5.85
4	14,422	0.8	242,924	5.94

(1) 身体障がい者手帳所持者数

各年度3月31日現在(単位:人、%)

年度	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	対前年比(伸び率、%)
2	588	934	154	5,691	3,489	10,856	0.6
3	595	953	143	5,563	3,590	10,844	▲ 0.1
4	591	977	133	5,505	3,630	10,836	▲ 0.1

【年齢階層別身体障がい者(児)数】

各年度3月31日現在

区分 年度	18歳未満		18歳～65歳未満		65歳以上		計 (人)
	人数	割合・%	人数	割合・%	人数	割合・%	
2	167	1.5	2,356	21.7	8,333	76.8	10,856
3	153	1.4	2,311	21.3	8,380	77.3	10,844
4	146	1.3	2,222	20.5	8,468	78.2	10,836

【等級別身体障がい者(児)数】

各年度3月31日現在

区分 年度	等級別						計
	重度					軽度	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	人	人	人	人	人	人	
2	3,340	1,183	1,586	2,910	1,219	618	10,856
3	3,307	1,184	1,572	2,906	1,256	619	10,844
4	3,256	1,147	1,595	2,927	1,277	634	10,836

(2)療育手帳所持者数

各年度3月31日現在

年度	A(重 度)		B(中軽度)		計	対前年比 (伸び率、%)
	人数	割合・%	人数	割合・%	人数	
2	573	33.0	1,165	67.0	1,738	3.1
3	585	33.0	1,190	67.0	1,775	2.1
4	586	32.9	1,223	67.1	1,809	1.9

【年齢階層別】

各年度3月31日現在

年度	総数	18歳未満		18歳以上	
		人数	割合・%	人数	割合・%
2	1,738	373	21.5	1,365	78.5
3	1,775	372	21.0	1,403	79.0
4	1,809	375	20.7	1,434	79.3

(3)精神障がい者保健福祉手帳所持者数

各年度3月31日現在

年度	等級別						計	対前年比(伸 び率、%)
	重 度		2 級		軽 度			
	1 級	3 級	人数	割合・%	人数	割合・%		
2	355	21.4	678	44.1	511	34.5	1,632	5.7
3	349	19.8	720	45.5	563	34.7	1,689	3.5
4	335	18.6	768	44.9	586	36.5	1,777	5.2

【年齢階層別】

各年度3月31日現在

年度	総数	18歳未満		18歳以上	
		人数	割合・%	人数	割合・%
2	1,632	4	0.2	1,628	99.8
3	1,689	4	0.2	1,685	99.8
4	1,777	5	0.3	1,772	99.7

2 相談等実施状況**(1) 山形市相談支援センターについて**

障がい者、障がい児の保護者等の身近な総合相談窓口として、適切な事業実施が可能であると認められる市内の6カ所の相談支援事業者に委託している。

【相談実績】

年度	相談支援・連絡調整	相談者数	相談者の内訳(人)				
			身体	知的	精神	発達	他
2	30,944 件	2,140 人	374	861	588	244	73
3	32,885 件	2,325 人	383	820	613	315	194
4	33,717 件	2,271 人	353	794	598	329	197

【相談内容の主なもの】

区 分	R3 相談件数 (件)	R4 相談件数 (件)
福祉サービスの利用等に関する支援	19,601	21,876
障がいや病状の理解に関する支援	2,451	2,375
健康・医療に関する支援	2,855	2,581
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,527	1,563
保育・教育に関する支援	1,215	1,393
家族関係・人間関係に関する支援	1,264	748
家計・経済に関する支援	835	691
生活技術に関する支援	995	708
就労に関する支援	1,045	874
社会参加に関する支援	674	299
権利擁護に関する支援	37	68
虐待に関する支援	26	65
差別に関する支援	1	0
その他	359	476
合計	32,885	33,717

(2) 成年後見制度の利用支援について

平成25年度より、市総合福祉センターに山形市成年後見センター開設。認知症高齢者、精神障がい又は知的障がいのため判断能力が十分でない方、及びその家族・親族等についても、成年後見制度や福祉サービスの相談等の支援をおこなっている。

また、親族等による申立が困難な場合、市長が裁判所に対し申立をおこなっている。

【相談実績】

年度	全体	うち障がい者	障がい者の割合
2	566	82	14.5%
3	559	91	16.3%
4	566	82	14.5%

【市長申立】

年度	申立件数	内訳
2	2件	精神2件
3	3件	精神3件
4	0件	—

(3) 障がい者虐待について

平成24年10月より施行の障害者虐待防止法に基づき、市町村が障害者虐待防止事業を実施している。

市は、虐待の相談・通報の窓口になっている。パンフレットを作成し、福祉サービス事業所等の関係機関への配布やホームページ等を利用しての周知をおこなっている。

また、警察や労働局、福祉団体等からの委員構成による、「山形市障がい者虐待防止連絡協議会」を設置し、関係機関との連携強化を図っている。

【相談・通報件数】 (単位：件)

年度	相談・通報件数	うち虐待と判断した件数
2	12	3
3	10	3
4	13	4

【通報・相談者の数】 (単位：人)

年度	本人	施設職員等	警察	親族・知人	その他※	計
2	2	7	0	1	2	12
3	1	4	2	0	3	10
4	2	4	2	1	4	13

(一事案について複数の通報・相談者がある場合はそれぞれに計上)

※その他：山形県障がい福祉課、病院、山形地方方法務局、福祉サービス運営適正化委員会、匿名

令和5年度の状況(～令和5年7月末まで):通報8件

(4) 障がい者優先調達方針について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことを受け、市でも、障がい者の就労施設等の受注機会の増大を図るための具体的調達方針を毎年度作成し、公表している。

【山形市の状況】

年度	目標金額	実績
2	12,500,000円	14,147,684円
3	12,500,000円	15,184,652円
4	12,500,000円	15,011,365円
5	13,750,000円	

3 総合支援法及び児童福祉法に基づく主なサービスについて

(1) 自立支援給付

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等の自立支援給付を支給している。

① 障がい福祉サービス

【介護給付】……障がい（児）者に、居宅や施設における介護サービスを提供する。

【訓練等給付】…障がい者に機能訓練や福祉的就労などのサービスを提供する。

サービス種別別実利用者数(各年度3月～2月利用分)

サービス種類		実利用者数(人)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付費	居宅介護	287	308	299
	重度訪問介護	21	20	21
	行動援護	35	40	33
	同行援護	57	60	62
	療養介護	46	44	41
	生活介護	528	535	534
	短期入所	143	152	158
	施設入所	186	181	172
	小計	1,303	1,340	1,320
訓練等給付費	共同生活援助	232	243	273
	自立訓練(宿泊)	10	10	12
	自立訓練(機能訓練)	1	0	1
	自立訓練(生活訓練)	2	4	5
	就労移行支援	68	72	84
	就労継続支援事業(A型)	114	121	128
	就労継続支援事業(B型)	523	536	568
	就労定着支援	30	33	40
	小計	980	1,019	1,111
合計		2,283	2,359	2,431

② 補装具

身体障がい（児）者の身体能力を補う用具の購入及び修理費を支給する。

補装具交付件数(各年度3月31日現在)

区分	交付件数(件)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者	335	363	392
障がい児	94	114	86
合計	429	477	478

※補装具種目……盲人安全つえ、義眼、補聴器、義肢、装具、車いす など

(2) 自立支援医療

- ①育成医療……身体に障がいがある児童または治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童にかかる医療に給付する。
- ②更生医療……身体障がい者が、その障がいの軽減や機能を回復・改善するために行われる医療に給付する。
- ③精神通院医療…精神科の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療に給付する。(県の事業で、市は受付・交付の事務のみ)

自立支援医療利用者数(各年度3月31日現在)

区 分	利用者数(人)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	50	57	46
更生医療	749	950	900
精神通院医療	3,084	3,231	3,402
合計	3,883	4,238	4,348

(3) 障がい児通所支援給付

心身の障がいにより療育が必要とされる18歳未満の児童等に対し、通所などによる専門的な指導や訓練などの支援を行うサービスを給付する。

サービス種類別実利用者数(各年度3月～2月利用分)

サービス種類	実利用者数(人)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	317	340	357
医療型児童発達支援	7	8	5
放課後等デイサービス	623	669	759
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
保育所等訪問支援	18	20	29
合計	965	1,037	1,150

山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び 山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の中間報告

○計画策定の趣旨

山形市第 4 次障がい者基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の理念を基本にしながら、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営む上で必要となる障がい福祉サービス等について、国の基本指針を参考に数値目標等を設定し、サービス事業の提供体制を計画的に確保するとともに、山形市における障がい福祉施策を円滑に実施することを目的に策定したものです。

○計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度

令和 5 年度末までの目標値を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における障がい福祉サービス等の見込量を定めました。

○計画の達成状況の点検等

1 年に 1 回以上、成果目標等に関する実績を把握し、山形市障がい者自立支援協議会において分析・評価（中間評価）を行うこととなっています。

第6期計画及び第2期計画の中間報告＜令和5年3月末時点＞

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6.2%以上の地域移行を目指すとともに、令和5年度末時点で、施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上の削減をすることを目指しました。

なお、地域生活移行に伴う主な居住の場は、共同生活援助（グループホーム）等とします。

＜第6期計画成果目標＞

項目	数値	考え方
基礎となる施設入所者数	177人	令和元年度末時点の施設入所者数（A）
目標年度の施設入所者数	174人	令和5年度末時点の施設入所者見込数（B）
【目標値】地域生活移行者数	11人	地域移行者見込数 （令和元年度末時点の施設入所者数の6.2%以上）
【目標値】施設入所者削減数	3人	差引減少見込数（A）－（B） （令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上）

＜令和5年3月末時点＞

項目	数値	考え方	
令和元年度末時点の施設入所者数	177人	令和2年3月末時点の施設入所者数①	
令和4年度末時点の施設入所者数	161人	令和5年3月末時点の施設入所者数②	
【実績値】地域生活移行者数	累計7人	移行先：自宅1人、グループホーム6人	
	内訳	3人	令和2年4月～令和3年3月の地域生活移行者数
		2人	令和3年4月～令和4年3月の地域生活移行者数
		2人	令和4年4月～令和5年3月の地域生活移行者数
【実績値】施設入所者削減数	16人	差引減少者数 ①－②	

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和5年度における一般就労移行者数の目標値を令和元年度における移行実績の1.3倍以上としました。また、令和5年度に福祉施設を退所し一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用することを目指しました。

<第6期計画成果目標>

項目	数値	考え方
基礎となる一般就労移行者数	30人	令和元年度における年間移行者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	40人	令和5年度における年間移行者数 (令和元年度における移行実績の1.3倍以上)
内訳	一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者	25人 令和元年度における移行実績(19人)の1.3倍以上
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業利用者	8人 令和元年度における移行実績(6人)の1.3倍以上
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業利用者	7人 令和元年度における移行実績(5人)の1.4倍以上
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70%	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合

<令和5年3月末時点>

項目	数値	考え方	
一般就労移行者数			
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	40人	令和5年度における年間の移行者数	
【実績値】一般就労移行者数	25人	令和4年度における年間の移行者数	
内訳	就労移行支援事業利用者(※)		18人
	就労継続支援A型事業利用者		4人
	就労継続支援B型事業利用者		3人
年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合			
【目標値】 目標年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70%	令和5年度において一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	
【実績値】 年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	92%	令和4年度において一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合(一般就労移行者25人に対し23人)	

※ 就労継続支援(B型)事業の利用に係るアセスメントを目的とした短期利用者を除く。

(参考) 障がい者雇用率 (山形労働局公表の資料より)

単位：%

区 分		法定雇用率※1	2年度	3年度	4年度
民間 企業 ※2	全国	2.3 (2.2)	2.15	2.20	2.25
	山形県	2.3 (2.2)	2.11	2.11	2.18
公的 機関	山形県	2.6 (2.5)	2.77	2.78	2.71
	山形県教育委員会	2.5 (2.4)	2.26	2.51	2.52
	山形市	2.6 (2.5)	2.48 ※3	2.61	2.78

※1 法定雇用率は令和3年3月1日より改正。(括弧は令和3年2月28日までの雇用率)、網掛け部分が法定雇用率未達成。なお、法定雇用率は、今後段階的に引き上げられる。(令和6年4月、令和8年7月にそれぞれ0.2ポイント)

※2 雇用義務のある企業(平成30年から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。当該企業の対象範囲は、今後段階的に拡大される。(令和6年4月に40.0人以上規模、令和8年7月に37.5人以上規模)

※3 対象職員数に法定雇用率を乗じて得た値から、小数点以下を切り捨てた数が障がい者の雇用必要数となり、山形市においてはこの数を満たしていることから法定雇用率達成となる。

3 サービスごとの見込量及び実績

(1) 障がい福祉サービス及び相談支援

<障がい福祉サービスの名称及び内容>

種類		内容
訪問系サービス	居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供(代筆・代読を含む。)及び移動の支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

サービス	日中活動系サ	生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。
		自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
		自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。
		短期入所 (ショートステイ)	障がい者を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
サービス	居住系サ	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。
		施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
		自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
サービス	就労系サ	就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
		就労継続支援 A型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援 B型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	相談支援	計画相談支援	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所（退院）後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行います。

<見込量及び実績>

(各年度月ごとの平均値)

サービスの種類		単位	4年度 実績	第6期計画活動指標		
				3年度	4年度	5年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	246	228	231	234
		時間/月	2,956	3,209	3,242	3,275
	重度訪問介護	人/月	17	18	18	19
		時間/月	3,008	2,273	2,387	2,507
	同行援護	人/月	45	49	51	53
		時間/月	523	506	532	559
行動援護	人/月	23	25	27	29	
	時間/月	77	125	138	152	
重度障がい者 等包括支援	人/月	0	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	0	
日中活動系サービス	生活介護	人/月	504	499	504	510
		日/月	8,878	9,071	9,162	9,254
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	2	2	3
		日/月	1	21	21	32
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	14	2	2	3
		日/月	366	35	35	53
療養介護	人/月	40	46	47	48	
短期入所	人/月	70	78	82	87	
	日/月	328	350	368	387	
サービス系	共同生活援助	人/月	244	225	235	245
	施設入所支援	人/月	163	178	176	174
	自立生活援助	人/月	3	1	1	2
就労系サービス	就労移行支援	人/月	47	38	39	40
		日/月	814	606	613	620
	就労継続支援 A型	人/月	112	95	100	105
		日/月	2,121	1,825	1,917	2,013
	就労継続支援 B型	人/月	499	466	476	486
日/月		7,983	7,716	7,948	8,187	
就労定着支援	人/月	23	27	31	35	
支相談	計画相談支援	人/月	338	303	325	348
	地域移行支援	人/月	1	2	2	3
	地域定着支援	人/月	0	2	2	3

(2)障がい児通所支援及び障がい児相談支援

＜サービスの名称及び内容＞

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療機関において児童発達支援のサービスにあわせて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある児童が適切に障がい児通所支援を利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

＜見込量及び実績＞

(各年度月ごとの平均値)

サービスの種類		単位	4年度 実績	第2期計画活動指標		
				3年度	4年度	5年度
障がい児通所支援サービス	児童発達支援	人/月	218	194	200	206
		日/月	1,624	1,826	1,918	2,014
	放課後等デイサービス	人/月	650	539	550	561
		日/月	7,664	6,627	6,893	7,169
	保育所等訪問支援	人/月	11	13	16	19
		日/月	16	18	22	26
	医療型児童発達支援	人/月	4	8	8	8
		日/月	28	52	52	52
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	2
		日/月	1	4	4	8
	障がい児相談支援	人/月	181	170	184	199

(3) 地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村がサービスの内容を決定しています。

「必須事業」と「任意事業」に分かれます。「任意事業」は市村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を言います。

<サービスの名称及び内容>

事業名	内容
理解促進・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	保護者やボランティアの団体等が行う心身障がい児者を対象とした機能訓練教室や障がい者等が組織する団体が行う研修活動などを支援します。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（相談支援センター）において、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 また、山形市障がい者自立支援協議会において地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	権利擁護が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度を利用するための手続きに関する費用の助成等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などの派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援体制を整備します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターにおいて、障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	障がいのある児童が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、訪問・外来による療育相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。
専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した社会生活を支援します。
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、市町村域を超えた広域的な派遣などの対応が必要となる場合の手話通訳者、要約筆記者の派遣及び盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で日常生活用具を必要とする障がい者に、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
日常生活支援事業	
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難である身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴車において入浴サービスを提供します。
障がい者自立支援訓練事業	障がい者向けの福祉ホーム等に居住し、日常生活等を自主的に営むのに支障がある障がい者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス及び自立のための訓練を提供します。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、主として昼間、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
日中短期入所事業	障がい者等を日中一時的に預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護を行います。
タイムケア事業	中学校又は高等学校等に在籍する障がい児に、学校の授業等の終了後及びその休業の日並びに長期休暇の期間において活動の場を提供し、日常生活の支援及び社会適応訓練等を行います。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、保育所等の職員及び児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等を行います。
社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進するため、スポーツ大会の支援や点字又は音声コードによる情報提供、タクシー利用又は自家用自動車の給油の助成等を行います。
権利擁護支援事業	
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適正な支援を実施するため、虐待防止の普及啓発、相談支援体制や協力体制の整備等を行います。
成年後見制度普及啓発事業	山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画及び山形市成年後見制度利用促進基本計画（山形市高齢者保健福祉計画を包含するものとして位置づけている）を踏まえつつ、市が委託する成年後見センターを軸として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとともに、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人等の受任者調整及び後見人支援等を実施し、成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

〈見込量及び実績〉

事業の種類	単位	4年度	第6期計画活動指標		
		実績	3年度	4年度	5年度
理解促進・啓発事業	実施状況	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施状況	○	○	○	○
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6	6
山形市障がい者自立支援協議会	実施状況	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施状況	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討
成年後見制度利用支援事業	実施状況	○	○	○	○
意思疎通支援事業					
手話通訳者設置事業	設置人員	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	年間実利用者数	48	44	44	44
要約筆記者派遣事業	年間実利用者数	7	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	16	16	19	22
地域活動支援センター事業	実施箇所	4	4	4	4
	実利用者数	159	200	200	200
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○

事業の種類	単位	4年度	第6期計画活動指標		
		実績	3年度	4年度	5年度
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	年間件数	13	11	11	11
自立生活支援用具	年間件数	19	9	9	9
在宅療養等支援用具	年間件数	33	44	44	44
情報・意思疎通支援用具	年間件数	76	54	54	54
排泄管理支援用具	年間件数	5,135	5,557	5,735	5,919
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	年間件数	6	6	6	6
移動支援事業					
個別支援事業	年間実利用者数	103	137	139	141
	年間利用時間	3,247	4,947	4,997	5,047
日中活動サービス送迎事業	年間実利用者数	45	31	33	35
	年間利用回数	9,164	6,691	6,758	6,826
視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業	年間実利用者数	6	10	10	10
	年間利用時間	120	182	182	182
日常生活支援事業					
福祉ホーム事業	実施か所	1	1	1	1
	年間実利用者数	11	14	14	14
訪問入浴サービス事業	年間実利用者数	28	32	35	38
	年間利用回数	2,113	2,152	2,260	2,373
障がい者自立支援訓練事業	実施か所	1	1	1	1
	年間実利用者数	9	9	10	10
生活訓練等事業	実施箇所	4	4	4	4
	年間実利用者数	64	40	40	40
日中短期入所事業	年間実利用者数	16	57	58	59
	年間実利用回数	186	632	639	646
タイムケア事業	年間実利用者数	0	3	3	4
	年間利用回数	0	3	3	4
巡回支援専門員整備事業※	年間延べ相談件数	457	415	420	425

※数値は、保育所等発達相談、幼児巡回相談及び保育所等連携相談の件数の合算

事業の種類	単位	4年度	第6期計画活動指標		
		実績	3年度	4年度	5年度
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間参加者数	16	184	184	184
広報誌・議会報の発行事業（点字）	年間発行回数	28	28	28	29
広報誌・議会報の発行事業（声のCD）	年間発行回数	16	16	16	17
広報誌・議会報の発行事業（音声コード）	年間発行回数	28	28	28	29
自動車運転免許取得・改造助成事業	年間助成件数	9	7	7	7
福祉タクシー等利用助成（給油券）	年間助成件数	5,334	5,825	5,884	5,943
権利擁護支援事業					
障がい者虐待防止対策支援事業	実施状況	○	○	○	○
障がい者成年後見制度普及啓発事業	実施状況	○	○	○	○

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について

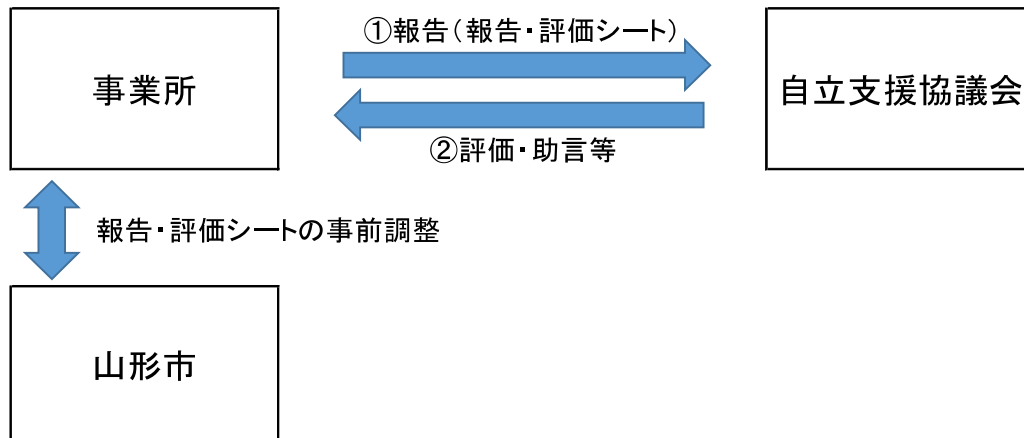
1 概要

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域に開かれたサービスとして、当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会に対し、定期的に（年1回以上）事業実施状況等を報告し、自立支援協議会による評価を受けるとともに、必要な助言等を受けることとなっております。

2 評価の流れ

- ①報告：当該事業者より、自立支援協議会に対し、事業実施状況等の報告を行う。
- ②評価：自立支援協議会より、当該事業者に対し、評価・必要な助言等を行う。

【イメージ図】



【報告・評価対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日】

【報告・評価日 令和5年8月24日】

事業所名：指定共同生活援助事業所こもれび・指定短期入所事業所こもれび

報告・評価シート（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

項目	【事業所記入欄】						
施設概要	事業者名	指定共同生活援助事業所こもれび 指定短期入所事業所こもれび		人員配置	日中		
	指定日	令和3年1月1日			世話人	生活支援員	
	所在地	山形市中桜田2丁目6-8			13人	9人	
	定員数（共同生活援助）	10人			（常勤換算後）	（常勤換算後）	
	定員数（短期入所）	1人（2人）※			4.5人	4人	
	共同生活住居数	1戸			看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 人	
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】			夜間		
	住居名：	名			世話人（夜間）	世話人（夜間）	
	住居名：	名			人	0人	
	住居名：	名			（常勤換算後）	（常勤換算後）	
	住居名：	名			人	1人	
住居名：	名		看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 人			
事業所の特色・独自の取組	10名定員の日中サービス支援型グループホームに2床の短期入所事業所を併設し事業を実施。 ※短期入所の1床は山形市障がい者地域生活支援拠点整備事業（緊急短期受入）を受託。						
利用者状況 (令和5年3月31日現在)	障がい支援区分	人数		内訳	主な障がい種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当	人			身体	総数：	1人
	区分1	人				主に日中GHで過ごす人数：	1人
	区分2	人			知的	総数：	9人
	区分3	人				主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分4	3人			精神	総数：	1人
	区分5	5人				主に日中GHで過ごす人数：	1人
	区分6	2人			難病等	総数：	0人
	合計	10人				主に日中GHで過ごす人数：	0人
	年齢構成	・60歳以上 0人 ・50歳代 5人 ・40歳代 4人 ・39歳以下 1人					

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
1 地域に関わ れた運営	利用者に対する指定計画 相談支援の提供は別法人 が行っているか。	(別法人等による指定計画相談支援の提供状況) 全利用者 (10) 名中 別法人 (5) 名、セルフプラン (0) 名	□問題なし
	実習生やボランティアを 受入れているか。	(受入人数) 実習生 (0) 名、ボランティア (0) 名 (受入事例) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため受入れていなかった。現 在、5類に移行したので希望があれば受け入れていく。	□問題なし
	地域住民との交流の機会 が確保されているか。	(利用者と地域の交流を広げるための取り組み事例) ・新型コロナウイルスのため地域の交流の場も少なかった。今後は 地域行事にも参加したいと考えている。	□問題なし
2 常時の支援 体制の確保	日中・土日を含めた常時 の支援体制が確保されて いるか。	(日中・土日を含めた職員の配置状況等) ・日中・土日を含め、グループホーム入居者及び短期入所利用者の 利用状況を考慮した勤務体制をとり、平日・土日を含め朝 7 時～ 21 時までは、世話人及び生活支援員を合わせて、2 名以上の職員 を配置することを基本としている。	□問題なし
	災害時における、利用者 への安全対策 (マニュアル 作成等) を講じている か。	(安全対策 (マニュアル) や避難訓練の実施等の事例) ・年度ごとに消防署に防災計画書を提出し火災を想定した総合訓練 を年 2 回実施。・総合訓練 (通報・避難・消火訓練) ・夜間想定通報避難訓練 10/27、防災マニュアル有。	□問題なし
	体調急変等への支援体制 が確保されているか。迅速 に対応したか。	(緊急時の対応方法 (利用者の急な体調変化等) 事例) ・利用者の急な体調変化等が認められた場合に、速やかに家庭や医 療機関等と連絡を取り、早期の受診等、状況に応じた適切な対応 が取れるよう、マニュアル等により緊急時の連絡体制を整備して いる。	□問題なし
	利用者の嗜好を考慮した 献立を基本とし、それぞ れの心身の状況に応じた 食事提供・支援している	(利用者の嗜好や心身状況等を考慮した食事提供) ・主な食事は利用者の嗜好を考慮しまんさくの丘の管理栄養士が献 立を作り、まんさくの丘の調理職員が調理したものをグループホ ームに搬入、それを世話人が個人の状況に合わせて (刻み食等)	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	か。	提供し、生活支援員と共に必要に応じた介助を行っている。	
3 短期入所の併設	地域で生活する障がい者を積極的に受け入れているか。	(通常受入人数) 実人数 (50) 名 延人数 (323) 名	□問題なし
	緊急・一時的な支援等の受入に対応しているか。	(緊急受入人数) 実人数 (2) 名 延人数 (21) 名	□問題なし
4 支援の実施・質の確保	充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか。	(利用者の外出や余暇活動等の事例、支援体制) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出や交流事業は控えていたが、休日は入居者の意向や嗜好を考慮し、散歩や簡単な創作活動、音楽鑑賞等を取り入れている。	□問題なし
	支援の質の確保に努めているか。(研修等)	(職員が参加した研修名等) ・まんさくの丘 職員救命救急講習会 7/6 (水) ・山形県防火・防災管理講習会 8/3 (水)～4 (木) ・山形県知的障害者福祉協会権利擁護推進委員研修会 1/26 (木) ・山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修会 2/1 (水) ・まんさくの丘権利擁護研修会 3/14 (火)	□問題なし
	グループホームの入居を見据えた体験的利用を行っているか。	(事業所体験利用の実施状況) □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (事業所体験利用人数) (-) 名 (事業所体験利用から本入居に繋がった人数) (-) 名 ※グループホームは満床、当面、空床の予定なし。	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	利用者・家族からの意見・希望に対して、改善しようとしているか。	<p>(利用者・家族からの意見・希望及び対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の生活や面談等で、利用者・家族からの意見・希望等がある時は、速やかに職員間で情報を共有し、その内容がすぐに変更や改善を図れるものか、職員間で検討すべきものかを客観的に判断しながら、共通した認識で適切に対応できるよう連携を図っている。 	□問題なし
5 利用者の権利擁護等への配慮について	利用者の金銭管理については、本人同意の上、帳簿等により適切に管理されているか。また、判断能力が著しく低い利用者については、成年後見制度の利用等の支援を行っているか。	<p>(金銭管理の支援方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとに家族から生活の必要経費を受け取り、家賃、食費、光熱水費等の支払いを行い、受診支援、買い物支援等を行う場合は、月々必要額の医療費、日用品代等を預かり金庫で保管し、入出金記録簿により適切に管理する。なお、不要な残額は家族に返金する。 <p>(成年後見制度の利用支援及び利用者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用支援事例等(□有 <input checked="" type="checkbox"/>無) ・有の場合の支援内容記載(利用者数 - 名) 	□問題なし
	利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか。(個人情報の管理、複数の選択肢の提供、自己決定・家族の合意等)	<p>(利用者に配慮した支援、取組み(個人情報の管理、利用者・家族の意思確認・合意等))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーと個人ごとの状況に配慮しながら支援し、情報の管理についても家族や関係者の間で必要最小限の情報を留めるように配慮している。 ・利用者及び家族の思いを大切に合意形成しながら支援に当たることを基本とし、通常の介助、特にトイレや入浴等の介助を必要とする利用者に対しては同性介助を基本としている。また支援においては選択可能なものについては、自己決定・意思確認できる環境、支援をしている。 	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応は適切か。	<p>(虐待等に関する研修の受講状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県知的障害者福祉協会権利擁護推進委員研修会 1/26 (木) ・山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修会 2/1 (水) ・まんさくの丘権利擁護研修会 3/14 (火) 	□問題なし
6 入居/退去状況について	報告/評価対象年度中において、退去理由の確認及び入居時に適切な判定(流れ)が行われているか。	<p>(入居者数) (10) 名</p> <p>(退去者数及び事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退去者数 : (-) 名 ・退去者数 : 令和4年度0名 ・主な退去事由 : 	□問題なし
7 他の日中活動サービスの利用	GH内でどのような日中サービスを提供しているか。	<p>(日中をGH内で過ごす利用者に対する支援・サービスの提供内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、健康管理、入浴、排泄、整容等、基本的な生活支援。 ・利用者の状況に合わせ、室内では簡単な創作活動や体操及び軽運動、音楽鑑賞やDVD鑑賞、入浴及び整容の支援等。屋外では気候や気温を考慮しながら、近隣散歩や日光浴等。 	□問題なし
	他の日中活動サービスの利用を妨げていないか。	<p>(他の日中活動の利用状況)</p> <p>他の日中活動サービスを利用 全利用者 (10) 名中 (9) 名</p> <p>(主な他の日中活動サービス種別・利用先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業所 恵光園 ・就労継続B型 じゃんぷ 	□問題なし
8 利用者の健康管理	日々の利用者の健康管理をしっかりと行っているか。	<p>(具体的な健康管理の方法等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、全員の健康状態の確認、体温の測定、一部利用者の血圧測定、必要な利用者の服薬管理を実施、受診同行も実施している。 	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
9 他事業所との連携	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を行っているか。	(具体的な連携状況の事例について) ・緊急時に単身生活になりやすく不安がある対象者等、相談支援事業所や関係事業所等からの情報に対し、短期入所の契約を積極的に進める等、在宅で生活する障がい者の不安軽減を図る支援体制を整備するため連携を行っている。	<input type="checkbox"/> 問題なし
10 その他	事業所で抱えている課題に対して、改善しようとしているか。	(事業所における課題・助言を求めたいこと及び対応状況) ・新型コロナウイルスの感染者が発生した時の対応に非常に苦慮した。ゾーニングもほぼ意味をなさなかった。また、職員も次々に罹患していくので、法人内から応援が無ければ事業の継続は不可能だった。今後は策定したBCPに基づいて事業継続を図ることになるが、実際の運用等については更に検討が必要である。	<input type="checkbox"/> 問題なし
11 (2回目以降)協議会の評価を受けてからの取り組み	これまでの評価を踏まえた取り組み等について記入。 ※事業所自由記載		

令和 5 年度事業計画について

○定例協議会

回数	実施(予定)日等	内 容
第 1 回	R5. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市障がい者自立支援協議会について ・ 令和 4 年度活動実績について ・ 山形市の障がい福祉について ・ 山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の中間報告 ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について ・ 令和 5 年度事業計画について ・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の策定について ・ 就労継続支援 B 型事業所パンフレットの作成について
第 2 回	R6. 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度事業実績報告（途中経過） ・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の策定について 等

○専門部会

部会名	実施(予定)日等	内 容
相談支援	R5. 4 月～	・ グループスーパービジョン（GSV）月 3 回
	R5. 9 月	・ 成年後見センターとの連携にかかる研修会
	R5. 10 月	・ 地域包括支援センターとブロック会議
	適宜	・ 山形市の相談支援体制の強化の検討
就労支援	R5. 10 月	(1)「福祉事業所から一般就労へ」～具体的な事例をもとに支援の流れ、フォローアップの仕方、連携を知る【事例】～ (2)「専門機関の役割と連携」～専門機関の役割とチーム支援について。アセスメント力など就労支援力向上のための視点を学ぶ～
	R6. 1 月	・ 障がい者の一般就労の促進を目的とした取り組み 一般企業を対象に福祉的就労や就労支援の内容、関係機関の役割や連携について周知の機会を設ける。
保健医療	R5. 8 月、11 月、 R6. 2 月	・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けたワーキングチームによる検討会
	R5. 12 月	・ 医療機関・相談支援事業所の相互理解のための研修会開催
生活支援	R5. 9 月	・ GH 事業所の情報交換会（テーマ：①物価高騰による負担増への対応、工夫等 ②事業所での人材育成、確保について） ①については事前にアンケート調査を実施
	R5. 1 月	・ GH 事業所情報交換会（主に現場の職員と対象、事業所紹介等）

生活支援	未定	・生活介護事業所の情報交換会
	未定	・介護分野の研修に参加
こども	R5.6月	・事業所連絡会に向けたアンケート実施
	R5.8月～	・幼稚園、保育所、学校と情報共有の場の開催
	R6.2月	・山形市医療的ケア児支援連絡会
安心生活	R5.8月～	・福祉避難所の拡充に向けた研修会の開催（10月予定）、アンケート実施・集約
	R5.8月～	・不動産業者への障がいの理解に向けたサポートシートの活用、状況確認
	R6.2月	・民生委員への障がいの理解を目的とした事業所見学会

○事務局会議

回数	実施予定日等	内 容
12回	毎月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・月々の相談支援事業の報告 ・専門部会の経過報告 ・定例協議会に諮るべき事項の提案 ・地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた協議 ・今後の相談支援体制の在り方の検討 ・障がい福祉サービス事業所ガイドの作成

山形市障がい福祉計画（第7期計画）及び
山形市障がい児福祉計画（第3期計画）の計画案について

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形市では、障害者基本法に基づき、令和2年3月に「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」を基本理念とする「山形市第4次障がい者基本計画」を策定しました。

この基本理念のもと、「障がい者の自立した生活の支援」、「障がい者の社会参加の確保」、「障がいを理由とする差別の解消の推進」という3つの基本目標を掲げ、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会の実現に向けて、障がい福祉施策の推進に取り組んでおります。

「山形市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「山形市障がい児福祉計画（第3期計画）」は、山形市第4次障がい者基本計画の基本理念のもと、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、障がい児通所支援、障がい児相談及び支援地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供できるよう、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号（最終改正：令和5年こども家庭庁厚生労働省告示第1号）」）に即し、具体的な数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込み、障がい福祉施策の円滑な実施を確保しようとするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するもので、「山形市第4次障がい者基本計画」の基本施策の一つである「自立に向けたサービスの充実と環境の整備」のなかの障がい福祉サービス等に関する実施計画として位置づけます。

3 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
山形市障がい者基本計画	第4次（R2～R6）					第5次（R7～R11）				
山形市障がい福祉計画		第6期			第7期			第8期		
山形市障がい児福祉計画		第2期			第3期			第4期		

4 成果目標と活動指標の設定

本計画では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に示されている7つの項目に山形市としての1つの項目を加え、あわせて8つの項目を成果目標として設定します。

また、成果目標達成に向け、活動指標として今後の障がい福祉サービスの需要量等を見込み、その確保のための方策について定めます。

5 計画の策定体制

(1) 山形市障がい者自立支援協議会の開催

山形市障がい者自立支援協議会を開催し、当事者及び関係機関等の意見を聴取します。

(2) サービス利用状況及びニーズの把握

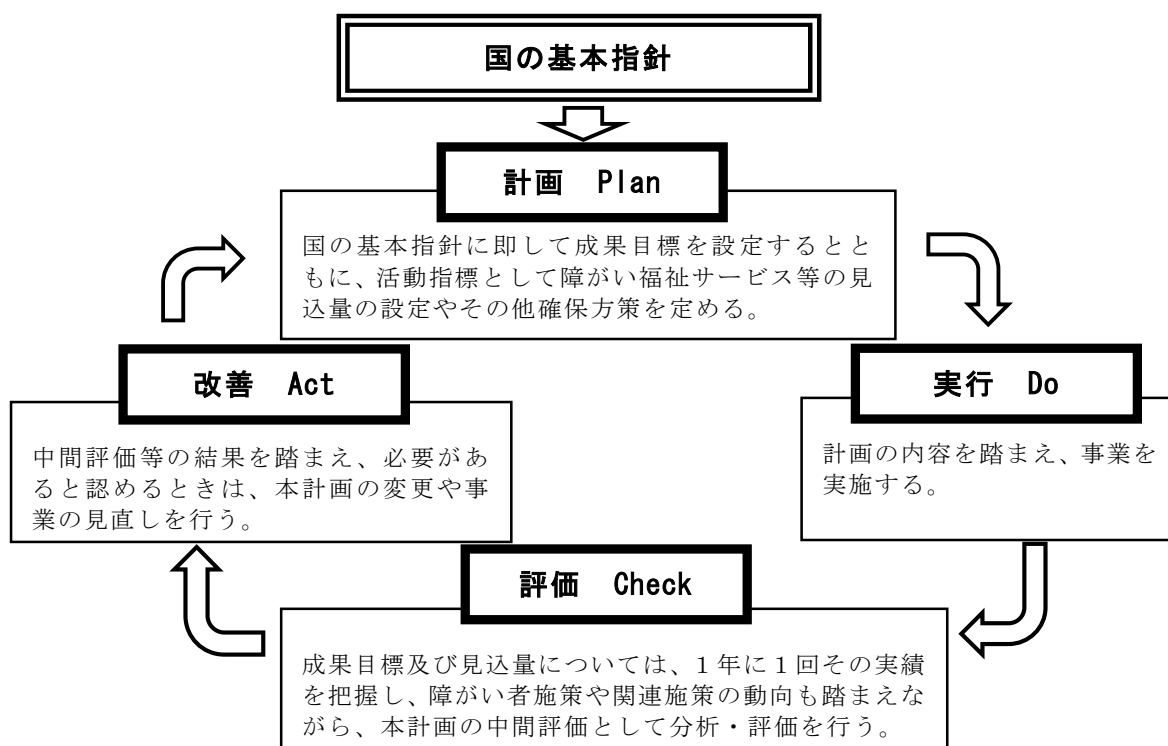
障がい福祉サービスの必要量を見込むため、これまでのサービスの利用状況を把握するとともに、市民の方やサービス事業所等へのアンケート調査により利用者のニーズの把握に努めます。

6 計画の進行管理

本計画の成果目標等については、少なくとも1年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価（中間評価）を行います。

また、中間評価については、山形市障がい者自立支援協議会に報告し、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画におけるP D C Aサイクル



第2 これまでの取組状況

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第2期計画）の成果目標に対する取組状況は、次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活移行を目指すとともに、施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上の削減を目標に取り組みました。

項目	数値		説明
令和5年度末時点の施設入所者数	目標	174人	令和元年度末時点の施設入所者数177人から1.6%の削減を目指す
	実績見込	161人	(初年度値) R3: 169人 (前年度値) R4: 161人
令和2年度から令和5年度までの地域生活移行者数	目標	11人	令和元年度末時点の施設入所者数177人の6.2%の移行を目指す
	実績見込	7人	(初年度値) R2~R3: 計5人 (前年度値) R4: 2人

【実績】

グループホームの新設等によりグループホーム利用者が増加する一方、施設入所者数は減少傾向にあり、施設入所者削減数は目標値を上回る見込みです。

地域生活移行者数は令和2年度が3人、令和3年度が2人、令和4年度が2人、令和5年度が0人（見込み）で、目標値を下回る見込みとなりました。

【課題】

施設入所者数の削減については目標を上回っていますが、重度心身障がい者などの施設入所のニーズは今後も見込まれることから、現状の支援体制は維持していく必要があります。

施設入所者の地域移行については、本人の意思のもと、適切な支援を確保しつつ行う必要があるため、今後とも十分な検討のもとで、地域移行を進めて参ります。

また、地域生活移行の促進や自立した生活へのニーズから、グループホームの利用希望が高まっており、グループホームの増設や定員増を図っていく必要があります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への円滑な移行を進めるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、運用に取り組みました。

項目	目標	実績
山形市における保健、医療、福祉関係者などによる協議の場を設置	令和3年度まで設置	設置（済）

【実績】

山形市障がい者自立支援協議会の保健医療部会に、山形市における協議の場を設置しました。また、山形県村山圏域での協議の場に山形市も出席し、圏域的な連携の維持、向上に努めました。

【課題】

関係機関の連携を強化し、山形市の精神保健、医療、福祉の一体的な支援に取り組む必要があります。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、①相談、②体験の機会、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有する地域生活支援拠点等の機能の充実に取り組みました。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の確保	1つを確保	1つを確保（済） （面的整備型※）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	年1回以上	実施（見込）

※ 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

【実績】

山形市障がい者自立支援協議会の事務局会議、相談支援部会等で、地域の課題を踏まえ、機能、その活用についての検証、検討を実施し、地域生活支援拠点等の機能の充実に図りました。令和5年度については、今後実施する見込みとなっております。

【課題】

必要な機能が適切に実施されているかどうかを検証するため、定期的に地域生活支援拠点等の運用状況を把握する必要があります。

また、拠点等の機能の検証等については、継続して実施していく必要があります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度の移行実績の1.31倍の40人以上を目指し、就労移行支援事業又は就労継続支援事業の利用者のそれぞれの移行者数について目標を定めました。

また、就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用することを目指しました。

項目	数値		説明
令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	目標	40人	令和元年度中に福祉施設を退所し一般就労した者30人の1.3倍を目指す
	実績見込	30人	(初年度値) R3: 25人 (前年度値) R4: 25人
就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	25人	令和元年度末の就労移行支援事業の利用者19人の1.3倍を目指す
	実績見込	20人	(初年度値) R3: 16人 (前年度値) R4: 18人
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	8人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者6人の1.3倍を目指す
	実績見込	7人	(初年度値) R3: 7人 (前年度値) R4: 4人
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	7人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者5人の1.4倍を目指す
	実績見込	3人	(初年度値) R3: 2人 (前年度値) R4: 3人
令和5年度における年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	目標	70%	令和5年度中に福祉施設を退所し一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合
	実績見込	77%	一般就労見込30人に対する就労定着支援の利用者数23人(令和4年度) ÷ 77%

【実績】

就労移行支援事業所の増加や障がい者雇用の促進等により、福祉施設から一般就労への移行者数は、増加傾向にありますが、目標値を下回る見込みです。就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者数についても増加傾向にあり、サービスの需要が高まっています。

就労定着支援事業の利用者数は、1か年度に23人程度が利用しており、目標値を上回る見込みです。

【課題】

障がい者の職場定着率の向上を図るため、山形市障がい者自立支援協議会就労支援部会を活用し、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関の連携により、現状の把握と課題解決に向けた取組みが必要です。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児やその家族が地域で安心して生活ができるよう、障がい児支援の提供体制の確保を図りました。

項目	目標	実績
令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	1か所以上設置	1か所設置（済）
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	2か所以上確保	5か所確保（済）
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	圏域又は市内に 1か所以上確保	圏域（※）に 2か所確保（済）
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	1か所以上確保	市内に 3か所確保（済）
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置（済）
令和5年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	累計31人	17人 (初年度値) R3:6人

※圏域：障がい児及びその家族が、身近な地域で支援を受けられるよう、利便性などを考慮し、山形市及び隣接する上山市、天童市としました。

【実績】

山形市が設置している児童発達支援センター「こまくさ学園」を中心に保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所等によるサービス提供体制を確保し、成長段階に応じた障がい児への支援を行いました。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、山形市障がい者自立支援協議会こども部会による山形市医療的ケア児支援連絡会議として医療的ケア児への支援のための協議を行いました。

医療的ケア児等コーディネーター（本資料において「コーディネーター」といいます。）の配置人数については、初年度値より増加しましたが、目標値を下回る見込みです。

【課題】

早期療育の促進により、障がい児通所支援の利用者が年々増加しており、障がいの程度や成長段階に応じた乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制を引き続き確保する必要があります。

山形市医療的ケア児支援連絡会議の継続的な開催及び日常的な関係機関やコーディネーターの連携により、個々のケースに応じたきめ細かい医療的ケア児への支援を行っていく必要があります。

コーディネーターの役割や県が実施する研修日程等について継続して周知を行い、コーディネーターの拡充を図る必要があります。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実・強化等を図りました。

項目	目標	実績
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	現行の相談支援体制を維持しつつ、基幹相談支援センター設置の必要性を含め今後の相談支援体制のあり方について検討する。	検討を実施 (見込)

【実績】

山形市障がい者自立支援協議会事務局会議において、基幹相談支援センターの設置についての検討を行いました。また、山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会において、地域の相談体制のあり方について検討を行いました。

いずれも、令和5年度については今後実施する見込です。

【課題】

障がい者の重度化等によるニーズの複雑化や、相談件数の増加等に対応するため、相談体制の充実、強化を行っていく必要があります。

重層的支援体制の整備のため、高齢者福祉分野等の障がい者福祉以外の分野と連携した相談支援体制の構築が必要です。

7 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築

障がい福祉サービス等事業所の適正な運営を確保し、障がい者が必要とする障がい福祉サービスが提供される体制の構築を図りました。

項目	目標	実績
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する体制の構築	令和5年度末までに構築	構築（見込）
指導監査結果を事業所及び県の指導監査部門と共有する体制の構築	令和3年度末までに構築	構築（済）

【実績】

請求内容の適正化を図るため、障がい者自立支援審査支払等システムで審査した結果を分析し、請求の誤りの中で件数が多いもの等、その内容や原因を事業所に共有する体制を令和5年度中に構築する見込みです。

指導監査結果を踏まえ、特に改善すべきものとして多かった事例等について、事業所に対して集団指導を通じ注意喚起を行うとともに、判断に迷うような事例がある場合には、県の指導監査部門と、随時、相互に資料の提供や情報交換を行う体制を構築し、指導監査の質の向上に努めました。

【課題】

障がい福祉サービスの質を維持、向上していくため、今後とも取組を継続していく必要があります。

8 発達障がい者等への支援体制の構築

国の基本指針では示されていませんでしたが、山形市が独自に目標を設定したものです。発達障がい者等とその家族が地域で安心した生活が遅れるよう、支援体制の充実を図りました。

項目	目標	実績
ピアサポート活動の場	令和5年度末までに確保	確保（済）
ペアレントプログラムの実施体制	令和5年度末までに構築	構築（済）

- ・ピアサポート： 発達障がい者やその親同士の支え合い
- ・ペアレントプログラム： 子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動を観察して特徴を理解したり発達障がい者の特性を学ぶもの

【実績】

ピアサポート活動及びペアレントプログラムを実施している事業所を確保し、発達障がい者とその家族の不安をできるだけ軽減し、地域で安心した生活が送れるよう、支援体制の充実を図りました。

【課題】

発達障がいに係る診療は、多くの方がこども医療療育センターを利用していますが、初診までの期間の長期化が課題となっていることから、引き続きピアサポート活動の場及びペアレントプログラムの実施体制を確保します。

山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、利用を希望する方に情報が行き届くよう周知を図ります。

第3 成果目標（案）

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に即し、令和8年度における成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所する障がい者のうち、施設を退所してグループホームや一般住宅等地域での生活へ移行する人についての目標を設定するとともに、施設入所者数を削減することについての目標を設定します。

国の基本指針
①令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・本市の令和4年度末現在の施設入所者数は161人となっています。
- ・施設入所者が地域で生活するための受け皿となるグループホームが増加しており、地域移行のための環境整備が進んできています。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数のうち、国の基本指針に即し、6.2%の10人が地域生活に移行することを目指します。
- ・令和8年度末の施設入所者数を、国の基本指針に即し、令和4年度末時点の施設入所者数の5.5%の9人を削減することを目指します。

項目	目標	説明
令和5年度から令和8年度までの地域生活移行者数	10人	令和4年度末時点の施設入所者数161人の6.2%がグループホーム等への移行を目指す
令和8年度末時点の施設入所者数	152人	令和4年度末時点の施設入所者数161人から5.5%（9人）削減を目指す

<目標達成に向けた取組>

- ・施設に入所している障がい者の地域移行の意思、ニーズについて把握します。
- ・施設から退所する障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、サービス事業所や相談支援事業所等との連携を図り、地域生活への円滑な移行を推進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進

精神病床における長期入院患者の地域生活への円滑な移行を進めるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての目標を設定します。

国の基本指針では、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率が成果目標として示されておりますが、この数値については山形県が設定することになります。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・保健、医療、福祉関係者などによる山形市における協議の場を開催し、地域の課題等について検討していきます。

項目	目標
保健、医療、福祉関係者などによる協議の場を設置	設置（済）

<目標達成に向けた取組>

- ・精神障がい者が地域で安心した生活が送れるよう、山形市における課題を整理し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・運用していきます。

3 地域生活支援の充実

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備等、障がい者の地域生活支援の充実についての目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実を図るため、地域生活支援拠点等コーディネーターの配置等支援体制の構築と運用状況の検証を行います。
- ・強度行動障がい（※1）がある障がい者への支援体制を整備します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の設置（面的整備型※2）	1か所設置（済）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	年1回以上
地域生活支援拠点等コーディネーター（※3）等の配置	17人
強度行動障がい者への支援体制の整備	令和8年度末日まで 整備

※1 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

※2 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

※3 地域生活支援拠点等の運営や、障がい者の介護者が急病等により不在となる等の緊急事態におけるサービスの利用調整を担う者

<目標達成に向けた取組>

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実に向け、山形市障がい者自立支援協議会事務局会議、相談支援部会等を活用し、機能が十分発揮されているかの検証及び検討を定期的に実施します。
- ・地域生活支援拠点等の運営については山形市が担い、緊急事態におけるサービスの利用調整については、地域生活支援拠点等の機能を担うものとして山形市から認定を受けた相談支援事業所に従事する相談支援専門員等が担うよう、体制を整備します。また、市内17の相談支援事業所が、当該認定を受けることを目指します。
- ・山形市障がい者自立支援協議会等を活用して強度行動障がい者のニーズの把握を行い、当該ニーズに基づく支援体制の整備を目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の目標を設定します。

国の基本指針
①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする。
②就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
③就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
④就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。
⑤就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。
⑥就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
就労選択支援事業について、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、都道府県等においては、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。
重度障害者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「特別事業」という。）が令和二年十月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握した上で、特別事業の的確な実施について検討を行い、必要な支援体制を整えることが必要である。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、令和3年度の移行実績の1.28倍の32人以上を目指します。
- ・就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数は、令和3年度の移行実績の1.31倍の21人以上を目指します。
- ・就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数は、令和3年度の移行実績の1.42倍の10人以上、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数は、令和3年度の移行実績の1.5倍の3人以上を目指します。
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍の48人以上を目指します。
- ・障がい者の就労について、山形市障がい者自立支援協議会で、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等関係機関と連携し、必要な支援体制の在り方を検討します。

※ 数値（人数）目標については、国の基本指針に基づき実績に倍率を乗じた上で、小数点以下を切り上げた数値としています。このため、一部のサービスにおいて、山形市が設定した倍率が、国の基本指針に定める倍率より大きくなります。

項目	目標	説明
令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数	32人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者25人の1.28倍を目指す
就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	21人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数16人の1.31倍を目指す
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	10人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者7人の1.42倍を目指す
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	3人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者2人の1.5倍を目指す
就労定着支援事業の利用者数	48人	令和3年度の実績34人の1.41倍を目指す
障がい者の就労についての支援体制の整備	検討	令和8年度末日までニーズ等を把握し実施検討

<目標達成に向けた取組>

- ・相談支援事業所と連携し、就労を希望する障がい者への就労移行支援等サービスの利用の推進を図ります。
- ・山形市障がい者自立支援協議会で、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等関係機関と連携し、障がいの特性に応じた適切な支援を行い、一般就労への円滑な移行の促進を図ります。また、障がい者の就労について、支援体制の在り方を検討します。
- ・山形労働局が主催する一般の従業員を対象とした精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知を図り、障がい者が働きやすい職場環境づくりの推進を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児とその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、支援体制についての目標を設定します。

国の基本指針
①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
②保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難の場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
④令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、児童発達支援センター「こまくさ学園」を設置しており、引き続き支援体制を確保していく必要があります。
- ・山形市内には、令和4年度末現在、保育所等訪問支援事業所が5事業所、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が3事業所あります。また、圏域に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2事業所あります。今後とも、事業所によるサービス提供体制を確保する必要があります。
- ・平成30年度に山形市障がい者自立支援協議会こども部会による山形市医療的ケア児支援連絡会議が発足し、引き続き関係機関の連携を図っていく必要があります。
- ・令和4年度末現在、市内障がい児相談支援事業所の相談支援専門員や病院看護師など12名が医療的ケア児等コーディネーターとして活動しています。今後もコーディネーターの拡充を図り、支援体制の強化に努めます。

項目	目標	説明
令和8年度末までに児童発達支援センターを設置	1か所以上設置 (済)	令和4年度末現在 山形市に1か所設置
令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進する体制を構築	構築	
令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	1か所以上確保 (済)	令和4年度末現在 圏域に2か所確保
令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	1か所以上確保 (済)	令和4年度末現在 山形市に3か所確保
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置 (済)	平成30年度に山形市障がい者自立支援協議会こども部会による「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を発足
令和8年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	累計 21人	令和4年度末現在 コーディネーター数 12人

<目標達成に向けた取組>

- ・山形市が設置している児童発達支援センター「こまくさ学園」による支援体制を引き続き確保します。
- ・保育所等訪問支援等を活用し、障がい児が障がい児以外の児童と集団生活を営めるような専門的支援を実施するとともに、保育所における医療的ケア児の受入に関するガイドライン検討委員会において協議する等、保育部門等と連携し、障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進する体制を構築します。
- ・重度の障がい児の療育を支援するため、重症心身障がい児を受入れる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所を引き続き確保します。
- ・山形市医療的ケア児支援連絡会議を継続的に開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等各関係機関及びコーディネーターが連携し、医療的ケア児、重症心身障がい児とその家族を支援します。
- ・相談支援事業所等に山形県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を働きかけ、コーディネーターの拡充を図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制についての目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターの設置の有無等、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、市内6つの相談支援事業所に委託し、障がい者の身近な相談窓口としての「山形市相談支援センター」を市内6か所に設置し、精神保健福祉士、社会福祉士等専門的職員を配置し、障がい者に対する総合的な相談支援及び関係機関との連絡調整、事業所に対する専門的指導及び助言等を行っています。
- ・障がい者のニーズの複雑化、相談件数の増加に対応するため、「山形市相談支援センター」の役割を踏まえつつ、基幹相談支援センターの在り方を検討します。

項目	目標
基幹相談支援センターの在り方を検討	年1回以上
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善を行う取組を行うための体制の確保	確保

<目標達成に向けた取組>

- ・山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、今後の相談支援体制の強化についての検討を定期的実施します。
- ・山形市障がい者自立支援協議会事務局会議を活用し、「山形市相談支援センター」の役割を踏まえつつ、基幹相談支援センターの在り方を検討します。
- ・個別事例の検討については、山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を検討の場として位置付けています。引き続き体制を確保し、検討します。

7 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築

障がい福祉サービス等事業所の適正な運営を確保し、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等が提供されるよう目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・ 過誤請求の事例を事業所と共有し、過誤申し立て等による事業所の事務手続きの負担軽減を図り、障がい福祉サービス等の提供に注力することで事業所のサービスの質の向上につなげます。
- ・ 指導監査結果を関係自治体と共有し、指導監査の質の向上を図り、事業所のサービスの質の向上につなげます。

項目	目標
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する体制の構築	構築（見込）
指導監査結果を関係自治体と共有する体制の構築	構築

<目標達成に向けた取組>

- ・ 障がい福祉サービス等事業所の適正な運営等のため、引き続き体制の維持、向上に努めていきます。

8 発達障がい者等への支援体制の構築

山形市では、児童発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある児童に対する療育や保護者への相談支援を行っているほか、臨床心理士による幼児発達相談の実施や3歳児健康診査での臨床心理士の配置等により発達障がいの早期発見・早期療育の促進に努めています。

一方、発達障がいに係る診療は、多くの方が県立こども医療療育センターを利用していますが、初診までの期間の長期化が課題となっています。

山形市としては、発達障がい者等とその家族の不安をできるだけ軽減し、地域で安心した生活が送れるよう、国の基本指針では示されておりませんが、独自に目標を設定し、支援体制のさらなる充実を図ります。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・発達障がい者とその家族を支援するため、支援体制を整備します。

項目	目標
ピアサポート活動の場	確保（済）
ペアレントプログラムの実施体制	構築（済）

- ・ピアサポート：発達障がい者やその親同士の支え合い。
- ・ペアレントプログラム：子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を学ぶ。

<目標達成に向けた取組>

発達障がいに係る診療は、多くの方がこども医療療育センターを利用していますが、初診までの期間の長期化が課題となっていることから、引き続きピアサポート活動の場及びペアレントプログラムの実施体制を確保します。

山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、利用を希望する方に情報が行き届くよう周知を図ります。

第4 活動指標の設定

成果目標達成に向け、今後の障がい福祉サービスの需要量等を見込み、その確保のための方策について定めます。

活動指標の項目は、以下のとおりです。

活動指標の設定にあたっては、これまでの障がい福祉サービス利用状況の傾向を分析するとともに、今後実施するアンケート調査結果等を踏まえ、算出します。

1 地域生活支援

- 訪問系サービスの利用者数、利用時間数
 - ①居宅介護
 - ②重度訪問介護
 - ③同行援護
 - ④行動援護
 - ⑤重度障がい者等包括支援
- 日中活動系サービスの利用者数、利用日数
 - ①生活介護
 - ②自立訓練（機能訓練）
 - ③自立訓練（生活訓練）
 - ④療養介護
 - ⑤短期入所（ショートステイ）
- 居住系サービスの利用者数
 - ①共同生活援助（グループホーム）
 - ②施設入所支援
 - ③自立生活援助
- 相談系サービスの利用者数
 - ①計画相談支援
 - ②地域移行支援
 - ③地域定着支援
- 地域生活支援事業等の実施状況、利用者数等
 - ①理解促進・啓発事業
 - ②自発的活動支援事業
 - ③相談支援事業
 - ④成年後見制度利用支援事業
 - ⑤意思疎通支援事業
 - ⑥手話奉仕員養成研修事業
 - ⑦地域活動支援センター事業
 - ⑧障がい児等療育支援事業（山形県と共同実施）
 - ⑨専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業（山形県と共同実施）
 - ⑩専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業（山形県と共同実施）
 - ⑪日常生活用具給付等事業
 - ⑫移動支援事業

- ⑬日常生活支援事業
 - ・訪問入浴サービス事業
 - ・障がい者自立支援訓練事業
 - ・生活訓練等事業
 - ・日中短期入所事業
- ⑭社会参加促進事業
- ⑮権利擁護支援事業
 - ・障がい者虐待防止対策支援事業
 - ・成年後見制度普及啓発事業
- ⑯その他の事業
 - ・巡回支援専門員整備事業
 - ・社会福祉施設等施設整備事業

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進

- 保健・医療・福祉関係者による協議の実施回数等
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加者数
- 居住系、相談系サービスの精神障がい者の利用者数

3 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
- 地域生活支援拠点等コーディネーター等の配置人数
- 重度障がい者のサービス見込数

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労系サービスの利用者数、利用日数
 - ①就労移行支援
 - ②就労継続支援A型
 - ③就労継続支援B型
 - ④就労定着支援
 - ⑤就労選択支援

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がい児通所支援サービスの利用者数、利用日数
 - ①児童発達支援
 - ②放課後等デイサービス
 - ③保育所等訪問支援
 - ④居宅訪問型児童発達支援
 - ⑤障がい児相談支援
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数
- 障がい児を受け入れている保育所の数

6 相談支援体制の充実・強化等

- 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数
- 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

- 自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数等
- 自立支援協議会の専門部会の設置数等

7 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築に係る活動指標

- 県が実施する研修等に参加する市職員数
- 自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所と共有する回数
- 指導監査結果を関係自治体と共有する回数

8 発達障がい者等への支援の構築に係る活動指標

- ペアレントメンターの人数
- ピアサポート活動の参加人数
- ペアレントプログラムの受講者数

就労継続支援B型事業所パンフレットの作成について

1 目的及び概要

就労継続支援B型事業所（以下、「B型事業所」という。）の工賃向上については、国、県において支援施策を行っているが、令和3年度のB型事業所における全国の平均月工賃は16,507円に対し、山形県平均は12,943円、市平均は11,082円と低い状況にある。B型事業所のニーズとしては、コロナ禍の影響を受け取引量が減少したことで、販売機会や取引企業等の斡旋を求めている。

このため、山形市の取組みとして、B型事業所が提供可能な業務等について企業等へ周知啓発することを目的としたパンフレットを作成する。

なお、本事業の実施については、令和5年6月13日に開催された就労支援部会幹事会において協議を行い合意を得ている。

2 市内B型事業所の状況

- ・事業所数 全25か所（R5.8.1現在）
 - ・事業所利用者数 計583人（R5.8.9時点）
- ※利用者数は障がい福祉サービスの支給決定者数に基づく。

3 パンフレットの構成内容

- ・A4サイズ 16ページ カラー 1,500部
- ・1ページの半分に1事業所の紹介記事を掲載。
（PR文章、作業風景や代表商品等の写真1～2点）
- ・単なる業務紹介や商品カタログではなく、事業所の強みや魅力を伝える内容とする。

4 配布及び活用方法

- ・山形市と包括連携協定を締結する企業による無償配布。
- ・山形県共同受注センターと連携し、同センターが行う営業やマッチング時に活用。
- ・山形県「ふれあいパートナーシップ企業」との連携・協力依頼時に活用。
- ・その他、市ホームページへ電子データの掲載、市有施設等への設置。

5 完成予定日

令和5年12月末

福祉のチカラでお手伝い!

障がい者施設に 仕事を依頼 してみませんか?

どんな仕事をお願いできますか?

様々な部品組立や
縫製(ミシン)など、
手作業が必要な
内職のような作業



ビル・マンション等、
共有部分のトイレ清掃や
草刈り・園芸などの作業



チラシや名刺などの印刷、
点字名刺への加工作業



データ入力や集計、
テープ起こしなどの
情報処理事業



袋詰めやシール貼り、
バリ取りなどの作業



さまざまな仕事をサポートします!

斡旋料
無料!

ご依頼方法 (作業開始までの流れ)

相談

山形県共同受注センター[※]に
相談ください!
一緒に作業の仕様を決める
お手伝いを致します。

※山形県共同受注センターは、山形県から委託を受けて、(一社)山形県経営者協会が運営する組織です。受注業務の斡旋・仲介等の窓口になります。

募集

登録されている障がい者施設
に募集をかけます。

※作業内容によっては、応募が無い場合もございます。ご了承ください。

BOSYU!

開始

募集に応じた障がい者施設と
契約し、業務を開始して
いただきます。

※スムーズに開始できるよう、
山形県共同受注センターが
サポートします。



お問い合わせ

山形県共同受注センター

(山形県経営者協会内)

TEL : 023-616-7188

E-mail : yamagata-kjc@biscuit.ocn.ne.jp

<https://yamagata-kjc.net/>



販売会やイベントにも出店できます!

地域の福祉施設が作った
食品(お菓子、パン等)や雑貨などを販売できます。
販売会を通じて、地域貢献・交流をしてみませんか。



「山形県ふれあいパートナーシップ企業」に登録しませんか？

皆様の応援が 障がい者の活躍の場を広げます

山形県では障がいのある方の工賃向上や障がい者施設の生産活動の売上増加に向けて
連携・協力いただける企業を募集しています！

企業の皆様



パートナー



障がい者施設



社会貢献

収入アップ・自立した生活

ご登録企業には

- 「登録証」を交付します
- 登録企業名と取組内容を県ホームページや広報誌で紹介します



障がい者施設って？

一般企業での就労が困難な障がいのある方が通う障害福祉サービス事業所です。

どんなことをしてるの？

障がい者の方はいろいろなお仕事をして「工賃」を受け取っています。



内職作業

こんなお仕事をしています！

- お菓子の製造
- 雑貨の制作
- 内職作業
- 清掃作業 などなど



清掃作業

障がい者施設の活動を 応援しませんか？

例えばこんなこと！

- 障がい者施設に箱の組立や敷地内の清掃などの仕事を発注
- 店舗内やイベント等に障がい者施設が出店
- 社内の従業員向けに、障がい者施設が作ったお菓子などの注文を斡旋

応援内容は県共同受注センターも一緒に考えます！
お気軽にご相談ください！



店舗前での販売会



お菓子や野菜、雑貨などを販売します

登録をご希望される場合は、登録申込書によりお申込みください。

※様式は県ホームページに掲載しております。

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/shuro/shuoroushien/fureai_partnership.html



登録の対象

県内に事務所若しくは活動拠点を有する
企業・法人・団体等

お問合せ

募集・登録申込について

山形県共同受注センター

TEL 023-616-7188

〒990-0039 山形市香澄町三丁目 2-1 山交ビル 8 階
(山形県経営者協会内)

制度全般について

山形県健康福祉部障がい福祉課
障がい者活躍・賃金向上推進室

TEL 023-630-2293

〒990-8570 山形市松波 2 丁目 8-1